SMBC SMBC信託銀行

海外送金等外為取引をご利用のお客さまへ

当行は、各国の経済制裁措置に適切に対応するため、お客さまより海外送金等外為取引を受付する際、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び米国の財務省外国資産管理室による規制（OFAC 規制）等の規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。
お客さまにおかれましては、当行に海外送金等外為取引をご依頼いただく際、外為法及び米国 OFAC 規制等の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、その旨ご申告いただきますようお願い致します。

以下、a～h の注意事項をお読みいただき、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

a　送金目的の詳細や、受取人が法人の場合には実質的支配者等、その他お取引に関する詳細について確認させていただいております。また、受取人とのご関係、受取人の生年月日や国籍を確認させていただく場合がございます。
b　規制の対象となる国・地域等への送金ではないことを確認させていただいております。特に、物品輸入に係る外国送金の場合、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、最終目的地（国名）等についても確認させていただいております。
c　送金取引の最終受取人（法人の場合は実質的支配者）が、北朝鮮居住者（個人・法人）ではないことをご確認ください。
d　お取引に関する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合がございます。
e　送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させていただく場合がございます。
f　当行からの依頼に対応いただけない場合や、提出書類を確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りする場合がございます。
g　外為法および犯罪収益移転防止法の要請を適正に履行するため、第三者（個人・法人）のための外為送金はお取扱いできません。
h　以下の注意事項についても併せてご確認ください。
【1】米国 OFAC 規制に関する留意点について
【2】外為法への対応について

【1】米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。当行では、お客さまの取引が、米国法規遵守の観点から OFAC 規制にかかる取引に該当しないことを確認させていただいております。
直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しない場合でも、送金の背景にある取引の関係当事者・関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。
以下のお取引が規制の適用を受けます。

(1)　お取引の関係当事者（一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します）の所在地や、お取引の関係地等（一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します）に、包括的制裁対象国（イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称））が含まれている。（包括的制裁対象国等の政府及び政府関係者を含む）
(2)　米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。
(3)　米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が関与している。

お客さまのお取引が OFAC 規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認し、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。
お取引内容の確認については、当行の調査とは別に、送金経由銀行、あるいは、送金受取銀行である米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。
そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

その他にも我が国および米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引がございます。
これらの経済制裁措置の詳細については、米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページ等をご確認ください。

【2】外為法への対応について

当行は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第 17 条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「対外直接投資に関する規制」、「役務取引に関する規制」および「特定国（地域）に関する支払規制」等にお客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。

以下に主な規制を記載しております。最新の規制内容については、財務省・経済産業省のウェブサイトをご参照ください。

財務省	・資産凍結対象者 http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html ・規制内容 http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

外為法に基づく送金の規制（北朝鮮・イラン・ロシア関連規制抜粋）	
北朝鮮 ・ イラン	(1) 貿易規制 ・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
	(2) 制裁対象者との取引規制 ・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等への支払 （当該個人・法人等が実質的に支配する法人等 への支払を含む）
	(3) 送金目的規制 ・北朝鮮・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引
ロシア ・ ベラルーシ	(4) 貿易規制 ・ドネツク人民共和国（自称）又はルハンスク人民共和国（自称）を原産地及び仕向地とする輸出入取引
	(5) 対外直接投資規制 ・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等（当該法人が実質的に支配する法人等を含む）が、外国において行う事業への対外直接投資(1 年を超える貸付を含む)に関する取引 ・本邦居住者が他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払 ・本邦居住者がロシア法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払
	(6) 役務提供規制 ・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引 ・ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引 ・ロシア法人等への会計・監査・経営コンサルタント業・建築・エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引（建築・エンジニアリング係る措置は、2023 年 9 月 30 日以後に適用）
	(7) 証券取引規制 ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体を含む）による本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
	(8) 上限価格規制 ・本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する取引（購入価格が上限価格を超える取引に限る）
制裁対象者との取引規制	
テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等(ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む） 以下に該当する場合も規制対象となります。 ・直接又は間接的 な関与を問わず、実質的に 制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために 、第三者名義で行われる 支払等を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等	
財務大臣への事前届出が必要な指定5業種への対外直接投資（外為法第 23 条及び外為省令第 21 条で規定）	
「漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業」に関する組合等の、外国における事業活動のための支払	

SMBC信託銀行

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策への取組みについて

日本および国際社会がともに取組まなくてはならない課題として、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。こうした中、金融庁は、2018 年2 月に、金融機関等における実効的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これを踏まえ、私たちSMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性に鑑み、すべてのステークホルダーに対して以下を約束し、宣言します。

SMBC信託銀行の3つの約束

1 SMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、全社的な管理態勢を整備、維持します。

2 SMBC信託銀行は、適用を受けるすべてのマネーロンダリング及びテロ資金供与防止に係る法令等を遵守します。

3 SMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を断固として許さず、これらに一切関与しません。

お客さまへのお願い

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策実施のため、お客さまには以下のようなお手数、ご不便をおかけすることがあります。
誠に恐縮ではございますが、趣旨へのご理解と対策へのご協力をお願い申し上げます。

✓ **申込書などに記入欄のない事項についても詳しく伺うことがあります。**

お名前、ご住所、連絡先、生年月日などの基本事項の他、職業などの属性情報や、取引の目的、背景、原資、使途などについて詳しいご説明をお願いすることがあります。

✓ **確証となる資料のご提出をお願いすることがあります。**

運転免許証などの本人確認資料の他、取引の背景や内容、適法性などを確認するため、その裏づけとなる資料などのご提出をお願いすることがあります。

✓ **取引を制限したりお断りすることがあります。**

上記にご協力頂けない場合を含め、当行の判断により、口座開設などの新規取引をお断りするケースや口座の利用を制限、停止、口座を解約するケースに加え、外国送金や外貨両替など個別の取引をお断りしたり、確認に時間を要したりすることがあります。

J201906

銀 行 控
Bank Copy

PRESTIA
SMBC信託銀行

外為送金依頼書
APPLICATION FOR CROSS BORDER TRANSFER

私は振込規定（海外送金）の内容に同意し、下記送金を依頼いたします。
I agree to the contents of the Terms and Conditions for Transfers (Overseas Remittances) and apply for the following transfer.
◎太枠内をアルファベット大文字・ブロック体でご記入ください。該当事項の□欄に✓印をご記入ください。
◎Please fill in all sections within bold lines in BLOCK CAPITALS. Please mark the appropriate box(es) with a "✓".

依頼人 / Applicant

名前 / Name
*Please fill in your full name (Passport Name).

依頼人英文名
※当行登録正式名で関係銀行に通知されます。変更が必要な場合は名義変更手続をお願いいたします。
Your registered name with us will be notified to intermediary banks.
If necessary, please apply for the change request of account holder's name.

英文住所 / Address

日中連絡先 / Day Phone （　　）　　－

電子メールアドレス / E-mail address

申込日 Date　20　年 Year　月 Month　日 Day

届出印または届出署名 / Registered Seal or Registered Signature

電信送金種類(店頭受付時限) Telegraphic Transfer Type(Cut-off Time)	送金金額 ※送金通貨記号もご記入ください。 Transfer Amount ※Please specify currency code.
・国内他行宛外貨送金(10:45) ・海外宛円送金・外為円決済(11:45) ・SMBC信託銀行宛外貨送金(13:15) ・海外宛外貨送金(15:00) ・Domestic remittance to other bank in foreign currency(10:45) ・Overseas remittance in yen or foreign exchange yen clearing(11:45) ・Remittance to SMBC Trust Bank in foreign currency(13:15) ・Overseas remittance in foreign currency(15:00)	ドルの場合、USD、AUD などとご記入ください。 For dollars, please specify as USD, AUD, etc.

関係銀行手数料：受取人負担とします / Intermediary Bank Fees: Beneficiary pays all charges.

関係銀行手数料の依頼人負担を希望する場合は、下記チェックボックスにてご指定ください。その場合は関係銀行手数料を依頼人負担とする指図手数料として所定の金額を申し受けます。
If the applicant chooses to pay the intermediary bank fees, please tick the box below. In that case, we will have to instruct the intermediary(s) and beneficiary bank to accept the arrangement, and we will also request the applicant to pay the Arrangement Fee at this moment.

□依頼人負担指図 / Applicant to absorb Intermediary Bank Fees

※いかなる場合も指図手数料の払い戻しは致しかねます。
中継銀行および受取銀行が手数料の依頼人負担指図を拒絶する場合、最終的に関係銀行手数料が発生しなかった場合、受取銀行が受取人に別途手数料請求する場合等があることをご了承ください。
※Please note that the above Arrangement Fee is non-refundable anyway.
Please also note that the intermediary bank(s) and the beneficiary bank may refuse to charge the intermediary bank fees to the applicant, that the intermediary bank fees may not ultimately be incurred or that the beneficiary bank may charge its own fees, if any, to the beneficiary.

支払方法 / Payment Method　該当する支払方法をチェックし、口座番号をご記入ください。/ Check the boxes of account type and specify the account number.

取引支店名 Branch Name	支払内容 Payment details	科 目 Account Type	口 座 番 号 Account Number
	送金元本 Principal	□円普通 Yen Savings Account □プレスティアマルチマネー(外貨) PRESTIA MultiMoney Account (Foreign Currency) □プレスティアマルチマネー(円) PRESTIA MultiMoney Account (Yen) □その他 / Other [　　]	
	諸手数料 Commissions	□円普通 Yen Savings Account □プレスティアマルチマネー(円) PRESTIA MultiMoney Account (Yen) □現金 / Cash □その他 / Other [　　]	

受取人取引銀行 / Beneficiary Bank

SWIFT BIC アドレス / SWIFT BIC Address

オーストラリア(SWIFT Codeに加えてBSB No.(いずれも必須))、その他銀行コードがあればご記入ください。
Please specify any other banking codes if any required. (eg. BSB No. for Australia.)

銀行名 / Beneficiary Bank Name

支店名 / Branch Name

支店住所 / Branch Address　Please be sure to fill in the boxes with "※必須".

通り名、町名、番地 / Street, Block	都市名 / Town, City Name ※必須	州名・省名 / Country Subdivision ※必須 （あれば / If any）	国名 / Country ※必須

---- 銀行使用欄 Bank Use Only ----

本人確認(外為法等)	本人確認(番号法等)	5業種確認	外為法上の適法性確認	経済制裁に係る申告確認済	受付	印鑑署名照合	CF	C-indicator確認	記帳	検証/承認	高額承認	日次検証
□ 済 □ 不要	□告知書(現金) □Flag 有／無 □番号届出書要		確認日　確認者									

受取人 / Beneficiary

受取口座番号またはIBAN　※欧州・中東向け送金などIBANが求められる場合にはご記入ください。IBANがない場合は送金資金が返却されることがあります。
Beneficiary Account Number / IBAN Code　※Enter the beneficiary's IBAN if you send the money to a European or Middle Eastern country where IBAN is mandatory. Funds sent without IBAN may be returned.

4　8　12　16　20
24　28　32

受取人英文名 / Beneficiary Name

受取人住所(省略不可) / Beneficiary Full Address　Please be sure to fill in the boxes with "※必須".

部署名 / Department	課 / Sub Department	通り名、町名、番地 / Street, Block ※必須	
建物番号 / Building No.	建物名 / Building Name	階数 / Floor	私書箱 / Post box (公的登録住所の場合のみ / Only for Legal Address)
部屋番号 / Room No.	郵便番号 / Post Code	都市名 / Town, City Name ※必須	地名 / Town Location Name
地域 / District Name	州名・省名 / Country Subdivision ※必須 （あれば / If any）	国名 / Country ※必須	

受取人電話番号 / Beneficiary Phone No.

本社(本店)所在国名　※受取人が法人の場合は必ずご記入ください。
Country name of the Headquarters (Head Office)
※Please specify if the beneficiary is a corporation.

最終受取人 / Final Beneficiary

証券会社・投資会社等の口座を通じて最終受取人口座への入金をご依頼の場合、名義・口座番号等の受取人情報をご記入ください。
Please be sure to specify the information of the final beneficiary for a remittance via an account with a third-party such as a securities firm or investment company.

最終受取人住所（省略不可） / Final Beneficiary Full Address

受取人宛連絡事項 / Remittance Information

送金目的等 / Purpose of Remittance etc.　※詳細を英語でご記入ください。

□物品購入の場合（詳細をご記入ください。日本語可） / Purchase of goods (Please specify the details below.)
商品の品目 / Name of goods [　　]　原産地 / Place of origin [　　]
最終目的地 / Final destination [　　]　船積地域 / Place of shipment [　　]

□投資の場合 / Investment (Please specify the details below.)

□貸付の場合 / Loan receivable (Please specify the details below.)

□上記以外 / Other than above

国際収支項目番号 / BOP Code [　　]
支払等報告書 / Payment Report　□提出 / Necessary　□提出不要 / Unnecessary

資金源（日本語可） / Source of funds

受取人との関係（日本語可） / Relationship with recipient

内容をご確認のうえ☑をご記入ください。 Please read and check☑

□「海外送金等外為取引をご利用のお客様へ」を確認しました。
「外国為替及び外国貿易法」「米国OFAC」の規制対象取引に該当しません。
I understand the Notice regarding International Money Transfer and other Foreign Exchange Transactions.
I declare that this money transfer does not fall under the regulated transactions of "Foreign Exchange and Foreign Trade Law" and "OFAC Sanctions."

許可等の日付・番号
License date / number

受付支店 Receiving Branch	送金実行日 Execution Date

外為レート FX Rate	円貨額 Yen Amount
海外送金手数料 Commission	
関係銀行手数料指図料 Arrangement Fee	
リフティングチャージ Lifting Charge	
合計 Total	

※銀行使用欄裏面あり→

● 振込規定（海外送金）はSMBC 信託銀行取引規約集をご覧ください。
https://www.smbctb.co.jp/termsandconditions/
にてダウンロードしていただけます。
または、担当者にお申し付けください。

• For "TERMS AND CONDITIONS FOR TRANSFERS (OVERSEAS REMITTANCES)",
You can see it on “SMBC Trust Bank Customer Agreements.”
You can download it at
https://www.smbctb.co.jp/en/termsandconditions/
If you have any question, please contact bank staffs.